

館林市森林整備計画

計画期間 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

群馬県館林市

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1	計画策定の趣旨	1
2	森林整備の現状と課題	1
3	森林整備の基本方針	2
	(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
	(3) 保安林の適切な整備及び保全管理	
4	森林施業の合理化に関する基本方針	5

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
	(1) 伐採方法について	
	(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	

第2 造林に関する事項

1	人工造林に関する事項	9
	(1) 人工造林の対象樹種	
	(2) 人工造林の標準的な方法	
	(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2	天然更新に関する事項	1 1
	(1) 天然更新の対象樹種	
	(2) 天然更新の標準的な方法	
	(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	1 2
	(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
	(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	1 2
	(1) 更新に係る対象樹種	
	(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	
5	その他必要な事項	1 3

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準

1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	1 3
	(1) 標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
	(2) 実施時期の標準的な間隔	
2	保育の種類種別の標準的な方法	1 4
3	その他必要な事項	1 5

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	1 5
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定	
	(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法	

2	木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	17
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	17
2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	17
3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用の促進に関する事項	18
5	その他必要な事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4	その他必要な事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	18
	(1) 基幹路網に関する事項	
	(2) 細部路網に関する事項	
4	その他必要な事項	19
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19

III 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	20
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
	(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
	(2) 森林病虫害等防除事業（樹幹注入）の計画	
	(3) その他	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21

5	その他必要な事項	2 1
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
	(2) その他	

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	2 2
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	2 2
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 2
4	その他必要な事項	2 2

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	2 2
	(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
	(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2	生活環境の整備に関する事項	2 2
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 2
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 2
5	住民参加による森林の整備に関する事項	2 3
	(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項	
	(2) 上下流連携による取り組みに関する事項	
6	その他必要な事項	2 3
	(1) 保安林その他法令による制限に関する事項	
	(2) 市有林の整備等	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、森林法第10条の5に規定された市町村森林整備計画※1として、地域森林計画※2の対象となる民有林※3（別図1参照）について、地域の実情に応じた森林関連施策の方向や森林所有者が行う森林施業※4に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備の推進を目的とする。

特に、本計画については、森林法の規定に基づき地域森林計画（本市においては群馬県の「利根下流地域森林計画」）に適合させることはもとより、平地にある貴重な森林である多々良・堀工の両保安林※5の公益的機能（快適環境形成のための防風機能や市民の憩いの場として必要な保健機能）が十分に発揮されるよう整備・保全を図ることに重点を置いて策定する。

※1 市町村森林整備計画

森林法第10条の5に基づき、市町村長がその市町村内の民有林について5年ごとに10年を1期として樹立する総合的な森林整備計画

※2 地域森林計画

森林法第5条に基づき、都道府県知事が民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を1期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの

※3 民有林

国有林以外の森林をいう。公有林と私有林に区分される

※4 森林施業（施業）

目的とする森林を育成するために行う造林、保育（下刈り、除伐、間伐等）、伐採等の、一連の森林に対する人為的な働きかけのこと

※5 保安林

森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を発揮させる森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り目的の機能の維持・増進を図る森林であり、農林水産大臣または県知事により指定される

2 森林整備の現状と課題

本市は群馬県の南東部に位置し、市の北部を東西に流れている渡良瀬川は栃木県との県境である。本市の総面積は6,097haであり、森林はすべて民有林である。森林面積は30haで市の総面積のおよそ0.5%を占めており、そのうち22haが保安林であり、8haは農村部に点在する普通林※1である。

北西部に位置する多々良沼公園には彫刻の小径や県立美術館、東南部には茂林寺公園や野鳥の森自然公園があり、豊富な自然や貴重な動植物が現存することから、市民の憩いの場として利用されている。

本市の森林は住宅周辺に残された貴重な平地林であり、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であるため、継続して保全する必要がある。

※1 普通林

制限林（保安林）以外の森林

3 森林整備の基本方針

近年の地球温暖化問題をはじめとする森林に対する意識の高まりが、市民より一層注がれている。

本市の貴重な森林を次世代へと引き継いでいくには、市民による郷土愛がより強く求められているといえる。

特に多々良・堀工の保安林については、森林の有する公益的機能※1（快適環境形成のための防風機能や、市民の憩いの場として必要な保健文化機能等）が十分に発揮されるような整備・保全を図る。また森林環境の保全のため森林病虫害等被害対策としての森林保護の取組みを、国・県の補助事業等の地方財政措置を活用するとともに、地域住民や次代を担う子どもたち、ボランティア等の参加による保全活動を推進する。

※1 公益的機能

森林は、木材の生産機能のほか、渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源のかん養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等、多面的な機能を持つが、このような多面的機能のうち、木材等の生産機能を除くものについて、公益的機能と呼ぶ

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおり（表1）とする。

表1 地域の目指すべき森林資源の姿

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	快適環境形成機能 (※1)	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
	保健・レクリエーション機能 (※2)	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能 (※3)	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

生物多様性 保全機能 (※4)	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
-----------------------	---	--

※1 快適環境形成機能

森林の公益的機能の一つで、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、いわゆるヒートアイランド現象の緩和など、快適な環境形成に寄与する機能のこと

※2 保健・レクリエーション機能

森林の公益的機能の一つで、療養（リハビリテーション）、保養（休養、散策、森林浴）、レクリエーション（行楽、スポーツ等）などのための機能のこと

※3 文化機能

森林の公益的機能の一つ。森林のランドスケープ（景観）は、行楽や芸術の対象として人々に感動を与えるほか、伝統文化伝承の基盤として日本人の自然観の形成に大きく関わっている。また、森林環境教育や体験学習の場としての役割を果たしており、このような機能を指す

※4 生物多様性保全機能

森林の公益的機能の一つで、生物種、生態系などを保全する機能のこと

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

2の森林整備の現状と課題を踏まえ、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導してくための整備指針は次のとおり（表2）とする。

表2 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育※1・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民や来訪者に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や利用者のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことから、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>

※ 1 保育

育成する目的樹種の成長を促すために行う作業の総称

注 1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 保安林の適切な整備及び保全管理

保安林の有する公益的機能を効率的に発揮するため、次のような整備及び保全管理を実施するものとする。

保安林の適切な整備及び保全管理

事業名	内容
保安林リフレッシュ事業	機能が低下した保安林において、その機能を回復させるため、つる切りや下草刈り、松枯れ等による未立木地※ 1 への移植及び捕植を実施する。
森林病虫害等防除事業 (特別伐倒駆除)	松くい虫※ 2 による松枯れ被害拡大防止のため、年 2 回(春期・秋期)特別伐倒駆除を実施する。
森林病虫害等防除事業 (樹幹注入※ 3)	松くい虫による松枯れ被害拡大防止のため、松枯れ防止の樹幹注入を実施する。薬は薬効が最も長いものを使用し、計画的に多々良保安林・堀工保安林の両地区を網羅する。

アカマツ植樹事業	保安林内の松の補植を行うとともに、保安林に対する市民の郷土愛を醸成するため、次代を担う子供たちや地域住民と協力して、松枯れの目立つエリアに、松くい虫に強い抵抗性アカマツ※4の植樹を行う。
森林保全推進活動	群馬県が定める森林保全推進員を置き、保安林及び保安林周辺のパトロールを実施。倒木の恐れのある危険木や病害虫による被害木の早期発見、山火事防止の啓発や保安林内における禁止行為や不法投棄の防止に努める。
委託業者による維持管理事業	多々良沼公園及び野鳥の森自然公園内の保安林に関する維持管理を、年間を通じて委託業者に依頼。安全管理や緊急時の早期対応などに努め、保安林内の快適環境を保つ。

※1 未立木地

本来は森林であるべき土地が、伐採以外の各種被害等により樹木が失われている（無立木となっている）土地

※2 松くい虫

一般に、マツを枯らす線虫（マツノザイセンチュウ）を媒介するマツノマダラカミキリのこと

※3 樹幹注入

マツノマダラカミキリによって運ばれる松くい虫被害の病原体、マツノザイセンチュウ（松の材線虫）をマツの材内で殺虫するため薬剤を注入して松枯れを予防する方法

※4 抵抗性アカマツ

マツを枯らす線虫（マツノザイセンチュウ）に抵抗性を持ったアカマツ

4 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である標準伐期齢を次のとおり定める。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。

なお、標準伐期齢（※1）に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

※1 標準伐期齢

市町村森林整備計画において、地域の標準的な主伐の林齢（森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。樹齢とは異なる）として定められるもの。主要な樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められる

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

単位：年

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
					用 材	その他
全 域	35	40	35	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐※1とは、更新※2を伴う伐採であり、その方法については、皆伐※3又は択伐※4によるものとする。

立木を伐採（主伐）する場合には、森林の有する多面的機能の維持増進並びに対象森林の自然条件及び社会的条件に配慮するとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

※1 主伐

林業上で収穫を目的として立木を伐ることであり、伐採に伴って後継樹の育成すなわち更新が必要になる

※2 更新

主伐後の立木が無い状態から、人為や天然力により森林に戻ることに

※ 3 皆伐

森林の林木の全部あるいは大部分を一時に伐採し、収穫する方法

※ 4 択伐

択伐は、対象となる区画から伐期に達した木など一定の基準で樹木を選び、抜き切りして、林内での更新を図ること

(1) 伐採方法について

区分	伐採方法
皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適確な更新を図ることとする。
択伐	<p>択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林※1による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

※ 1 人工造林

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること

(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林 ※ 1	<p>① 主伐は、自然条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置する。</p> <p>② 主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。</p> <p>③ 伐採後は、ぼう芽更新※2が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。</p> <p>また、ぼう芽更新は、必要に応じ、芽かき※3、植込みを実施する。</p> <p>④ 皆伐後天然更新※4を行う場合は、天然下種更新※5、ぼう芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。</p> <p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
育成複層林 ※ 6	<p>① 主伐にあたっては、複層林に誘導するため、特に自然条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施する。</p> <p>② 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。</p>

	<p>③ 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮する。</p> <p>④ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
<p>天然生林 ※ 7</p>	<p>① 天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林※ 8が確実であると見込まれる林分で行うものとする。</p> <p>② 伐区の設定にあたっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。</p> <p>③ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>④ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑤ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>

※ 1 育成単層林

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手（植栽や萌芽等）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持していく森林づくりの方法

※ 2 ぼう芽更新

樹木の伐採後、残された切り株からの若芽（ぼう芽枝）の生育を期待して森林の再生を図る方法

※ 3 芽かき

ぼう芽枝を必要な本数に調整する作業

※ 4 天然更新

主として天然の力により次の世代の樹木を発生させて林分を仕立てることをい、ぼう芽更新、天然下種更新などがある

※ 5 天然下種更新

立木から地面に落ちた種子の発芽により森林に戻ることに

※ 6 育成複層林

森林を構成する立木の抜き伐りや部分的な伐採の後に、人為による更新作業をおこなってつくられる、複数の樹高の立木から構成される森林

※ 7 天然生林

主として天然力によって成立している森林

※ 8 成林

成木が、樹種・樹齢に応じて良好に成長できる密度で生えている森林

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、

- ^{*1} 人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を^{*2}択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- 3 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- ^{*1} 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- ^{*2} 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
- ^{*3} 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
- ^{*4} 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

（1）人工造林の対象樹種

人工造林※1をすべき樹種は適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、次表4に定める樹種を選定するものとする。生物多様性の保全のため、郷土樹種の選定も考慮するものとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

さらに、他の樹種を植栽しようとするときは、林業普及指導員※2又は館林市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

※1 人工造林

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること

※2 林業普及指導員

高度で多様な技術・知識をよりの確に林業の現場に普及していくために、専門の事項についての調査研究と森林所有者等への普及指導を併せて実施する都道府県に設置された職員

表4 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、その他地域に応じた有用広葉樹	

（2）人工造林の標準的な方法

人工造林は、下記のア、イに示す方法を標準として行うものとする。

また、複層林※1化を図る場合の下層木について、地域での既往の複層林施業の状況を踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、

林業普及指導員又は館林市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択する。

※ 1 複層林

複数の樹高（樹種・樹齢の違いによるもの）の立木で構成される森林のこと

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ	密仕立	3,500	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,500	
ヒノキ	密仕立	3,500	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,500	
アカマツ	中仕立	4,000	

※ 1 仕立て

人工造林により目的とする森林の姿（形）につくりあげる作業過程。1ha当たりの植栽本数により、疎仕立<中仕立<密仕立となる

イ その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう配慮する。なお、必要に応じて森林外へ搬出する。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案する。 また、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈りを想定した植付間隔の導入も考慮する。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とする。 アカマツ、クロマツは3月～5月を標準とする。

※ 1 地ごしらえ

苗木の植え付けがしやすいよう、雑草木を刈り払うなど植栽予定地を整理する作業のこと

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林地における主伐後の更新を確実に行うこととする。

また、人工造林による更新の期間は次の表5に示すとおりとする。

表5 人工造林をすべき期間

伐採の方法	人工造林をすべき期間
皆伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内

択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内
-----	--

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次の樹種から選定するものとする。

なお、他の樹種を対象に天然更新をしようとするときは、林業普及指導員又は館林市の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択する。

表6 天然更新をすべき樹種

区 分	対象樹種	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、表7に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を更新する必要がある。

表7 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2の(1)に定める樹種	10,000本 / h a

イ 天然更新補助作業※1の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は、表8のとおりとする。

※1 天然更新補助作業

天然下種更新やぼう芽更新に人の手を加え、発芽やぼう芽枝の成長を助ける作業のこと。種子の発芽を促すための地表のかき起こしやぼう芽整理などの作業がある

表8 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
ぼう芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。

	<p>また、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。</p> <p>なお、伐採後おおむね5年を越えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には植え込みにより確実な更新を図る。</p>
天然下種更新の補助作業	<p>ササや粗腐性の堆積物により種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所については、地表処理として、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。</p> <p>天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。</p> <p>目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。</p>

ウ その他の天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種が概ね均等に生育するとともに、草本※1等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る必要がある。

※1 草本

木にならない植物で、樹木のように大きくなり、太く堅い幹を持たない植物

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数を表9のとおりとする。

また、対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

表9 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹種	最大の立木の本数として想定される本数
2の(1)に定める樹種	10,000本/ha

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 標準的な林齢及び標準的な方法

間伐※1は、表10に示す内容を標準として、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意しなければならない。

※1 間伐

混みすぎた森林を適正な密度にして健全な森林に導くために、また、利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う伐採

表10 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年生)					標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定においては、林分構成の適正化を図	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林 人工林収穫
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31				
	〃 (伐期80年)	17	23	31	44	69		
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30				

アカマツ	3,000本/地位級Ⅲ	2 1	2 7	3 6		るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	予想表」を使用する。
	〃 (伐期80年)	2 1	2 7	3 6	5 3		
	4,000本/地位級Ⅱ	1 6	2 1	2 8			
	〃 (伐期80年)	1 6	2 1	2 8	4 0		

(2) 実施時期の標準的な間隔

主要樹種について、間伐の実施すべき標準的な間隔を、表11のとおり定める。

なお、間伐の間隔は、あくまでも指標であり、これをもって間伐を促すものではない。

表11 間伐を実施すべき標準的な間隔

区 分	間伐の実施時期 の間隔の年数	備 考
標準伐期齢未満	概ね10年	
標準伐期齢以上	概ね15年	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表12に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、適切に実施するものとする。

表12 保育の作業種別の標準的な方法

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下刈 (※1)	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1						
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つる切 (※2)	スギ										1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	コナラ							1					
除伐 (※3)	スギ										1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		

	コナラ							1			実施期間は、8~10月頃を目安とする。
(※4) 枝打	スギ								1		生長休止期に実施する。
	ヒノキ								1		

※1 下刈

植栽した幼齢の造林木の、生育を妨げる雑草木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施する

※2 つる切

下刈を終了した後に、つる植物を切ることで、クズ、フジ、アケビ等のつる植物が植栽木に巻き付く場合、ナタや除草剤でこれら除去する作業をいう

※3 除伐

新植した森林で造林の目的以外の樹種を取り除くことをいうが、目的樹種でも形質の劣る場合は併せて除くこともある。

※4 枝打

材の付加価値を高めることや病虫害の防止等の外、林内に光を入れ、下層植生を生育させ、公益的機能の発揮させるため、計画的に下枝の一部を幹に沿って、ナタや鋸等で除去する作業をいう

3 その他必要な事項

森林経営管理法第42条第1項に基づき、伐採又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものを「災害等防止措置命令の対象森林」として指定し、当該森林の所有者に対し、森林の所在場所、実施すべき伐採又は保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林として、森林を表13のとおり、特に高度に発揮することが期待される機能に応じて、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）」に設定する（それぞれの機能については、「表1 地域の目指すべき森林資源の姿」を参照）。

表13 公益的機能別施業森林の区域

区分		森林の区域	面積(ha)
快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	多々良保安林・堀工保安林 「利根下流地域森林計画」に定められる下記の区域 1(42,43,45,47~49,50-1,	22

進すべき森林		50-2,51,53,54) 7(145,146-1,146-2,147-1,147-2,148,149,151,152-1,152-2,156-1,156-2,157-1,157-2,159,161～167,168-1,168-5,168-6,169-1,169-2,170,173,174-1,174-2,175～180,182-1,183,184,185-1～185-3,186～192)	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	多々良保安林の一部 「利根下流地域森林計画」に定められる下記の区域 1(42,43,45,47～49,50-1,50-2)	14

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は、表14のとおりとする。
なお、森林施業方法による森林の区域を表15のとおり定める。

表14 区域ごとの森林施業方法

区 域	施業の方法
快適環境形成機能 維持増進森林 (生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林)	次の①～②の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施 ① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
保健文化機能 維持増進森林 (自然環境の保全及び形成ならびに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林)	② 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）等

表15 施業方法ごとの森林の区域

区 分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	多々良保安林・堀工保安林 「利根下流域地域森林計画」に定められる下記の区域 1(42, 43, 45, 47～49, 50-1, 50-2, 51, 53, 54) 7(145, 146-1, 146-2, 147-1, 147-2, 148, 149, 151, 152-1, 152-2, 156-1, 156-2, 157-1, 157-2, 159, 161～167, 168-1, 168-5, 168-6, 169-1, 169-2, 170, 173, 174-1, 174-2, 175～180, 182-1, 183, 184, 185-1～185-3, 186～192)	22

2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

該当なし

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫の被害については、被害抑制のための健全な松林への育成、防除活動等の推進を図るとともに、被害跡地においては、抵抗性のあるマツや他の樹種への転換を推進する。また、樹種転換に当たっては、現地の気候、土壌等の自然条件を考慮する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、森林所有者等に伐採の促進に関する指導を実施する。

(2) 森林病虫害等防除事業(樹幹注入)の計画

森林病虫害等防除事業(樹幹注入)を実施する対象松は多々良保安林、堀工保安林内に育成している松とする。使用する薬剤は薬効期間が最も長期間のものとし、薬効期間が残り少ない松から順次実施する。

(3) その他

森林被害を防止するために、森林保全推進員等による巡視活動を推進するものとする。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

該当なし

3 林野火災の予防の方法

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災の発

生を防ぐため、林地が最も乾燥する春先を中心に、林野火災予防のための啓発活動を実施する。

また、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行うとともに、森林付近の消防水利の把握や消火車両の通行可否等の把握等により、林野火災予防体制の強化に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
1 (1, 3, 4-1, 4-2, 5-2, 5-3, 8-1, 8-4 ~ 8-7, 9-1 ~ 9-8, 11-1, 11-2, 12-1, 12-2, 13, 14, 15-1, 15-2, 16-1 ~ 16-3, 17 ~ 25, 30-1 ~ 30-4, 31 ~ 41 小班※1) 林班※2 の松	松くい虫に係る 被害拡大防止森林※3
5 (173, 190, 小班), 7 (163, 小班) 林班の松	松くい虫に係る 地区被害拡大防止森林※4

※1 小班

森林所有者別に設定された一時的な森林区画の単位。1 林班を通じてアラビア数字による連続番号で示される。‘林小班’ともいう

※2 林班

森林の位置を明らかにする必要があるため、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で分けたものを「林班」といい、通常50ha程度で設定し、その区域をアラビア数字で表す

※3 被害拡大防止森林

高度公益機能森林※5の周辺(概ね2Km以内)に存する松林及び点在する森林であり、その被害程度、立地条件等からみて、高度公益機能森林の効果的な保全のため一体として対策を講ずることが必要かつ可能な松林及び森林

※4 地区被害拡大防止森林

地区保全森林※6の周辺(概ね2Km以内)に位置し、当該森林に発生している松くい虫による被害が保全すべき森林に著しく拡大するのを防ぐため、樹種転換を経過的に推進する松林及び松の点在する松林で、樹種転換が終了するまでの間暫定的に駆除措置を実施する松林及び森林

※5 高度公益機能森林

保安林等の公益的機能が強く、その有する機能を確保することが特に必要と認められる森林であって、特定樹種以外の樹種からなる森林によっては当該機能を確保することが困難であり、将来にわたって保全すべき森林

※6 地区保全森林

その有する機能から保全を図るべき森林であって、原則として高度公益機能森林の周辺(概ね2Km)の森林または、2Km以上(5~10Km以内)離れているものの一体として対策を講ずる必要があると認められた松林及び森林

(2) その他

各種業務を通じて、群馬県桐生森林事務所、森林所有者等から森林の保護に必要な情報を得ることに努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

該当なし

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民に森林の愛護意識を啓発するため、植樹体験事業や地元ボランティア団体を主体とした清掃活動等の森林整備に直接参加できる機会を提供することにより、地域と一体となった森林育成を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令による制限に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、法令に基づく適切な施業を実施することとする。

(2) 市有林の整備等

本市は現在人工林を中心とした15haの森林を所有しており、人工林については、県及び森林組合等の専門機関との連携を密にし、森林保育等の整備をする。